

旅行対象期間  
令和6年4月1日～  
令和7年3月31日

# 助成金でおトクに グループ旅行ができる!



地域の大切な公共交通である鉄道等の公共交通利用を促進するとともに、地域の経済や文化活動の活性化を図るため、町民の自主企画による鉄道等利用促進活動に要する費用に対して、町の予算の範囲内で助成金を交付します。

## R6実施継続!

### 助成金の交付対象者

(安平町鉄道等利用促進活動費助成金)

助成金の交付対象者は、安平町内に所在する次の団体です。

- 1 地域コミュニティ団体  
(自治会・町内会、社会教育団体、福祉団体など)
- 2 教育機関及び関連団体  
(子ども園、児童センター、小中高等学校及び部活動など)
- 3 産業関連団体  
(農協青年部、商工会女性部、事業所等の親睦会など)
- 4 公益性を有する非営利法人  
(ただし、収益を目的とした事業を除く。)
- 5 その他町長が特に認める団体

### 助成金の対象となる事業

助成金の交付の対象となる事業は、交付対象者が実施する室蘭線沼ノ端～岩見沢間の一部又は全部の利用を含む行事で4名以上の室蘭線片道以上の利用がある事業です。 ※以下「室蘭線」といいます。



助成対象事業	助成対象経費及び交付額	交付上限
(1) D51 320号機 (道の駅あびら D51ステーション併設鉄道資料館) をはじめとした炭鉄港関連施設又は民族共生象徴空間ウポポイへの旅行を含む室蘭線活用行事  <b>自治会や親子等の親睦行事に!</b>	①北海道旅客鉄道株式会社管内の鉄道運賃及び料金 10/10以内 ②あつまバス株式会社、有限会社追分ハイヤー、安平町循環バス、安平町デマンドバスの運賃及び料金 10/10以内 ③上記①②を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ④炭鉄港関連施設、民族共生象徴空間ウポポイの入場料及び体験等料金 10/10以内 ⑤安平町内における公共施設及び温泉施設等の料金 10/10以内 ⑥飲食に係る経費 (安平町内での販売商品に限る。) ⑦上記①～⑥を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ⑧上記①～⑧を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ⑨上記①～⑨を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ⑩上記①～⑩を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ⑪上記①～⑪を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ⑫上記①～⑫を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ⑬上記①～⑬を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ⑭上記①～⑭を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ⑮上記①～⑮を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ⑯上記①～⑯を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ⑰上記①～⑰を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ⑱上記①～⑱を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ⑲上記①～⑲を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ⑳上記①～⑳を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㉑上記①～㉑を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㉒上記①～㉒を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㉓上記①～㉓を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㉔上記①～㉔を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㉕上記①～㉕を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㉖上記①～㉖を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㉗上記①～㉗を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㉘上記①～㉘を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㉙上記①～㉙を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㉚上記①～㉚を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㉛上記①～㉛を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㉜上記①～㉜を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㉝上記①～㉝を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㉞上記①～㉞を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㉟上記①～㉟を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㊱上記①～㊱を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㊲上記①～㊲を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㊳上記①～㊳を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㊴上記①～㊴を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㊵上記①～㊵を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㊶上記①～㊶を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㊷上記①～㊷を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㊸上記①～㊸を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㊹上記①～㊹を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㊺上記①～㊺を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㊻上記①～㊻を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㊼上記①～㊼を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㊽上記①～㊽を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㊾上記①～㊾を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ㊿上記①～㊿を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金 ①の助成額を上回らない額	左記①～⑥の助成額合計が1名につき1万円かつ1団体20万円
(2) 上記(1)を除く室蘭線活用行事	本表(1)の①～⑥に同じ  「室蘭線の旅モデルプラン」は、 こちらのQRコードから!	左記①～⑥の助成額合計が1名につき5千円かつ1団体10万円



祝 日本遺産認定! 「炭鉄港」



### 助成金手続きの流れ

申請受付期限: 令和7年3月15日まで

- 1 まずは担当課へ相談
- 2 申請
- 3 交付決定
- 4 実績報告

お問合せ先 (担当課)

安平町役場 政策推進課 政策推進グループ ☎ 0145-22-2751